

○伊予市法定外公共物の管理に関する条例

平成17年4月1日条例第155号

別表（第5条関係）

使用料

使用物件			使用料算定の単位	使用料	摘要
耕作地			1 m <sup>2</sup> につき年額	6円	
ゴルフ場				6円	
養魚場				25円	
鉄道軌道その他これに類するもの				25円	
木材けい留場及び貯木場			1 m <sup>2</sup> につき年額	37円	
看板			看板の面積1 m <sup>2</sup> につき年額	630円	
広告塔			広告の面積1 m <sup>2</sup> につき年額	630円	
電柱			1本につき年額	250円	支柱及び支線を含む。
その他の柱類				500円	
送電塔			1基につき年額	760円	
漁業用敷地			1 m <sup>2</sup> につき年額	1円	
けい船くい			1本につき年額	250円	
諸管の埋架設	口径0.2m未満のもの		1 mにつき年額	25円	
	口径0.2m以上0.5m未満のもの			50円	
	口径0.5m以上のもの			75円	
その他の土地	工作物を伴うもの	一時的なもの	1 m <sup>2</sup> につき年額	37円	
		その他のもの		50円	
	工作物を伴わないもの	一時的なもの		25円	
		その他のもの		31円	

その他のもの	類似の種目に準じて市長の定める額	
--------	------------------	--

備考

- 1 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表で算出した額に1.1を乗じて得た金額とする。
- 2 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 使用の期間が1年に満たない場合は、この表に掲げる金額の12分の1を1月の金額とし、その期間が1月に満たない場合は、これを1月とみなして計算する。
- 4 1件の使用料に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
- 5 1件の使用料が100円未満の場合は、100円とする。